

別紙1 「岩砂ローズガーデン」 入居利用 料金表

令和5年

①介護保険給付適用内 認知症対応型共同生活介護（Ⅱ）

要介護度	基本単位	利用者負担分（1ヶ月30日の場合）	
		1割負担の場合	2割負担の場合
要支援2	748単位	23,046円	46,092円
要介護1	752単位	23,169円	46,338円
要介護2	787単位	24,247円	48,495円
要介護3	811単位	24,987円	49,974円
要介護4	827単位	25,480円	50,960円
要介護5	844単位	26,004円	52,007円

※端数処理等にて、多少が差が生じます。

※地域区分【6級地】 1単位（10.27円）

※利用料の負担割合については「介護保険負担割合証」に基づいたものとします。

全ての利用者が対象となります

○ 医療連携体制加算Ⅰ 39単位/日

・グループホーム従業員または他医療機関、訪問看護ステーションに在籍する看護師と連携し、24時間連絡体制を確保し

○ サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 22単位/日

・全従業員のうち勤続年数が10年以上の介護福祉士の割合が25パーセントいる場合に算定。

○ 口腔衛生管理体制加算 30単位/月

・歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っ

○ 栄養管理体制加算 30単位/月

・管理栄養士が介護職員等への利用者の栄養・食生活に関する助言や指導を行う体制づくりを進めることを評価した場合

○ 科学的介護推進体制加算 40単位/月

・入所者ごとの心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提供し、サービスの提供に当たって提出した情報その他サー
効に提供するために必要な情報を活用していることで算定。

○ 処遇改善加算（Ⅰ） 1ヶ月の総単位数×11.1%

・介護現場で働く介護職員の処遇の改善を図るために改定された加算です。

○ 特定処遇改善加算（Ⅰ） 1ヶ月の総単位数×3.1%

・介護現場で働く介護職員の処遇の改善を図るために改定された加算です。

○ 介護職員等ベースアップ等支援加算 1ヶ月の総単位数×2.3%

・介護現場で働く介護職員の処遇の改善を図るために改定された加算です。

該当の場合別途加算となります

○ 初期加算 1日30単位

・入居された日から30日以内の期間について算定。

○ 若年性認知症利用者受入加算 120単位/日

・65歳未満の若年性認知症利用者を受入れている場合に算定。

○ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位/月

・訪問、若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の
が、事業所を訪問し、計画作成担当者と身体状況等の評価を共同で行い、計画作成担当者は生活機能の向上を目的とし
た場合に算定。

○ 口腔・栄養スクリーニング加算 20単位/6ヶ月に1回を限度とする

- ・サービス利用者に対し、利用開始及びに6ヶ月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談助言を含む）を計画作成担当者に文書で共有した場合に算定。

○ 入居者の入退院支援の取り組みについての加算 246単位/日

- ・入院後3ヶ月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合に、1月に6定。

②介護保険給付適用外の費用

種 類	内 容	(参考) 30日の利用料金
家 賃	日額 ¥ 1,500	月額 ¥ 45,000
食材費	日額 ¥ 1,600	月額 ¥ 48,000
[内訳] 朝食400円・昼食600円・夕食600円		
共益費	日額 ¥ 600	月額 ¥ 18,000
行事費	月額 ¥500	
理美容代	実 費	
おむつ・パット代	実 費	
趣味・嗜好代	実 費	
医療費・交通費	実 費	

☆1ヶ月（30日）の必要合計金額 目安（①+② ※実費は含まない）

	1割負担 の場合	2割負担 の場合
要支援2	¥134,546	¥157,592
要介護1	¥134,669	¥157,838
要介護2	¥135,747	¥159,995
要介護3	¥136,487	¥161,474
要介護4	¥136,980	¥162,460
要介護5	¥137,504	¥163,507

※端数処理等にて、多少が差が生じます。

保証金	¥150,000
-----	----------

※保証金は入居時にお預かりし、退居時に居室の修繕費などを保証金で清算し、残金をお返しします。

※利用料金滞納金に保証金を充当する場合があります。

4月1日 現在

している場合に算定。

ている場合に算定。

に算定。

ビスを、適切かつ有

リハビリ職、医師
た介護計画を作成し

日を限度として算

